

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年6月21日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>指定管理者制度の運用について</p> <p>第 2 章 総括的意見</p> <p>2.1 モニタリング評価結果から見る課題</p> <p>2.1.3 意見</p> <p>① 事業報告書の様式化について （報告書 17 ページ～18 ページ） 指定管理者の事業報告について、地方自治法では次のように定めている。</p> <div data-bbox="153 775 740 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 244 条の 2</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> </div> <p>地方自治法では報告すべき内容については規定していない。 長野市では基本協定書標準文例において以下の条文を記載することとなっており、監査対象指定管理者の基本協定書において同様の条文が記載されている。</p> <div data-bbox="153 1279 740 1610" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 23 条 指定管理者は、次に示す各項目を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後 30 日以内に長野市に提出しなければならない。</p> <p>(1)委任業務の実施状況に関する事項</p> <p>(2)本施設の使用状況に関する事項</p> <p>(3)料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等</p> <p>(4)その他長野市が指示する事項</p> </div> <p>しかしながら、報告書の様式は特に定めていないため、指定管理者の任意の書式で作成され、報告内容及びその程度は様々であり、指定管理者に対する管理及び評価の必要情報が必ずしも読み取れるものではない。 以下は監査対象となった指定管理者を設置している施設の事例で特徴的な事例を示した。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>	<p>事業報告書の様式化については、基本協定書で規定している項目や、モニタリング評価の項目を踏まえて様式化し、平成 29 年度に提出する事業報告書から適用する。</p> <p style="text-align: right;">(行政管理課)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング評価調書記載項目がほとんどすべて詳細に記載されている例・・・リサイクルプラザ ・ 金額情報のみが記載されている例・・・市営駐車場 ・ 指定管理者の法人の事業報告書のみが提出されている例・・・若穂多目的広場 ・ 年間合計報告（利用者数、利用金額、開館日数等）、損益計算書、販売費及び一般管理費明細が提出されている例・・・鬼無里ふるさと体験館ほか5施設 ・ 収支計算書のほか利用件数、利用料金、利用日数、光熱水使用量等について1枚にまとめた報告書の例・・・信州新町水防会館 <p>報告内容を指定管理者の任意に任せると、市の担当課では必要な情報が必ずしも充足されとは限らず、この場合、指定管理者の評価のための情報を別途入手する必要がある。また、指定管理者としても「何をどのように報告するか」指針を示した方が作成が容易になるとともに、事業実施の意識を高めることになるものと思われる。</p> <p>モニタリング評価調書の記載内容（収支報告の科目体系も含め）を参考に報告すべき事項を定め、様式化することが望まれる。</p> <p>なお、指定管理者の組織の規模によっては事務負担が重くなることもありうることから、報告様式は必要事項を簡潔に記載できるようにし、また、指定管理者の事業活動状況及び成果をアピールすることを妨げるものではないことから、任意記載、説明資料の添付を推奨することも考えられる。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																
<p>(意見)</p> <p>② 事業報告における指定管理者の財務諸表の入手について (報告書 18 ページ～19 ページ)</p> <p>事業報告において指定管理者の財務諸表を入手して指定管理者の財務の健全性及び事業の継続可能性を評価することが望まれる。</p> <p>指定管理者は、指定申請時における資料のひとつとして貸借対照表又は財産目録を提出し、市は指定管理者の財務の健全性について評価を実施している。また、年度のモニタリング評価において「団体の財務状況は健全か」が評価項目の一つとなっている。</p> <p>しかし、年度の事業報告においては、指定事業に関する収支又は損益の報告を行っているが、指定管理者に法人としての財務諸表の提出を求め財務の健全性を評価することになっていない。</p> <p>指定申請時の貸借対照表による財政状態は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="188 884 721 1034"> <tr> <td>監査対象とした指定管理者数 (注)</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>任意団体数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>うち債務超過</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>注：複数の指定を受けている団体があるため「監査対象とした指定管理者数」は「監査対象とした施設数(協定数)」と一致していない。</p> <p>直近事業年度の事業報告に財務諸表を提出している監査対象とした指定管理者は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="188 1214 721 1290"> <tr> <td>財務諸表を提出した指定管理者数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>うち債務超過</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>指定管理期間は3年(初回)又は5年と長期にわたっており、この間に指定管理者の財政状態が変動することは十分に考えられ、他の地方公共団体において以下のとおり指定管理者の破綻や経営難により指定取消となった事例があり、その中には7か月余の休業を余儀なくされたものもある。</p> <table border="1" data-bbox="162 1505 1029 1966"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>市町村</th> <th>施設名</th> <th>指定管理者名</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 3 月 (指定解除日)</td> <td>安曇野市</td> <td>トマト栽培施設 「安曇野みさと菜園」</td> <td>安曇野菜園(株) (旧(株)三郷ベジタブル)</td> <td>経営不振</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 4 月</td> <td>大町市</td> <td>大町市鷹狩山展望施設 大町市交流促進センター明日香荘 大町市ふれあいセンターさざなみ</td> <td>(株)あすかの杜</td> <td>手形不渡り 粉飾決算</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月</td> <td>兵庫県南あわじ市</td> <td>日帰り入浴施設 「南あわじリフレッシュ交流ハウスゆーぷる」</td> <td>アクアプロ(株)</td> <td>経営不振</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次頁へ)</p>	監査対象とした指定管理者数 (注)	36	任意団体数	4	差引	32	うち債務超過	1	財務諸表を提出した指定管理者数	9	うち債務超過	1	年月	市町村	施設名	指定管理者名	理由	平成 23 年 3 月 (指定解除日)	安曇野市	トマト栽培施設 「安曇野みさと菜園」	安曇野菜園(株) (旧(株)三郷ベジタブル)	経営不振	平成 24 年 4 月	大町市	大町市鷹狩山展望施設 大町市交流促進センター明日香荘 大町市ふれあいセンターさざなみ	(株)あすかの杜	手形不渡り 粉飾決算	平成 25 年 4 月	兵庫県南あわじ市	日帰り入浴施設 「南あわじリフレッシュ交流ハウスゆーぷる」	アクアプロ(株)	経営不振	<p>財務諸表の入手については、平成 28 年度から、指定管理者の前年度の貸借対照表及び財産目録(作成していない場合はそれらに類する書類)の提出を求め、モニタリング評価項目となっている指定管理者の財務の健全性について適切に評価できるよう改善した。</p> <p>(行政管理課)</p>
監査対象とした指定管理者数 (注)	36																																
任意団体数	4																																
差引	32																																
うち債務超過	1																																
財務諸表を提出した指定管理者数	9																																
うち債務超過	1																																
年月	市町村	施設名	指定管理者名	理由																													
平成 23 年 3 月 (指定解除日)	安曇野市	トマト栽培施設 「安曇野みさと菜園」	安曇野菜園(株) (旧(株)三郷ベジタブル)	経営不振																													
平成 24 年 4 月	大町市	大町市鷹狩山展望施設 大町市交流促進センター明日香荘 大町市ふれあいセンターさざなみ	(株)あすかの杜	手形不渡り 粉飾決算																													
平成 25 年 4 月	兵庫県南あわじ市	日帰り入浴施設 「南あわじリフレッシュ交流ハウスゆーぷる」	アクアプロ(株)	経営不振																													

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>指定申請時のみならず、その後の指定管理期間内の事業報告においても、指定管理者の財務諸表を入手して指定管理者の財務の健全性及び事業の継続可能性を評価し、財務の健全性が確保されていない場合は、経営改善に関する報告を求め、指導を強化するなど指定管理事業を継続的に実施できる体制を整備することが望まれる。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>③ <u>指定管理料の算定及び利益配分条項について</u> (報告書 19 ページ～20 ページ) 適正水準の指定管理料の算定と利益配分条項の導入を進めることが望まれる。</p> <p>指定管理料は収入見込みから支出見込みを差し引いた不足分となるようにしており、限られた指定管理料の中で運営してもらうこととしている。一部の協定において、指定管理料算定に用いる予算はその前年度の予算をベースに積算しており、前年の実績（又は着地見込）をベースにしていなかったため、予算と比べて大幅な利益が計上されても補正されることはなく、每期利益が計上されることとなっている。収支の不足分について市が負担するという指定管理料算定の方針からすると、市は経費の節減という指定管理のメリットを十分に享受しきれていないこととなる。指定管理料算定に当たっては、経営努力に対するインセンティブを考慮しながらも過年度の実績（又は前年度の着地見込）を考慮し、現実的な予算を策定することが望まれる。</p> <p>また、一部の協定においては指定管理業務に利益が生じた場合は、指定管理業務から生ずる利益について、その一部を市に納付するという利益配分条項が付されているものがある。設備を無償で利用し営業を行うことの市への見返り、及び、一定の利益を指定管理者の利益とするインセンティブに配慮した合理的な条項といえる。</p> <p>特に収益事業においては、指定管理業務から生じた利益については、市として更に指定管理者制度のメリットを享受するためにも、次回の指定管理者募集に当たっては、広く利益配分条項を検討することも望まれる。</p> <p>なお、この点については以下の個別施設の意見にも記載した。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>	<p>指定管理料の算定については、基本協定書標準文例において以下の条文で規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 17 条 指定管理者は、管理経費について、毎年 9 月末日までに次年度の予算見積書を長野市に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、管理経費について、毎年 1 月 31 日をもって決算見込みを算出し、その年の 2 月 10 日までに決算見込書を提出しなければならない。</p> <p>3 長野市と指定管理者は決算見込書に基づいて協議を行い、次年度の管理経費を算出する。</p> </div> <p>平成 29 年度の指定管理料の算定については、基本協定書の規定により、決算見込書に基づいて協議を行い、算定することとした。</p> <p>また、利益配分条項については、募集要項標準文例及び基本協定書標準文例において条文等を例示しているが、導入の適否については施設所管課において、施設の特性や指定管理者のインセンティブに配慮しながら、適宜、判断している。包括外部監査の意見を踏まえ、利益配分条項の導入について、再検討を行った。</p> <p style="text-align: right;">(行政管理課)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>○適正水準の指定管理料の算定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育園・ 若里市民文化ホール、若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)・ 飯綱高原観光施設・ 茶臼山動物園、城山分園、茶臼山自然植物園、茶臼山マレットゴルフ場 <p>○利益配分条項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 若里市民文化ホール、若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)・ 飯綱高原観光施設	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第3章 個別施設</p> <p>3.1 フルネットセンター (情報政策課)</p> <p>(指摘事項) 文書管理について (報告書 26 ページ)</p> <p>基本協定書(押印済正本)は、ホチキス止めされているのみで製本、封印されていない。</p> <p>協定書は、指定管理に関して長野市と指定管理者の責任関係、権利義務を明確にする重要な証拠書類である。基本協定書は添付の仕様書と合わせ、差し替え、改ざんができないように製本すべきである。</p> <p>(意見) 基本協定書の印紙貼付について (報告書 26 ページ～27 ページ)</p> <p>年度協定書において請負契約と解して収入印紙 200 円を貼付している。なお、協定を請負契約と解した場合、年度協定書には請負契約に対応する平成 25 年度 60 千円、平成 26 年度 20 千円の印紙が必要となる。</p> <p>指定管理に関する総務省の見解では、以下のとおりとなっている。</p> <p>ア 協定は契約ではなく、「指定」という行政処分の附款であると考えられること</p> <p>イ 指定管理の法的性質は、「仕事の完成」を約する「請負」ではないこと</p> <p>ただし、実質的な協定内容によって判断すべきと印紙税に関する断定は避けている。</p> <p>本協定の業務が「委任業務」(年度協定書第3条第2項)と記載されており、再度「請負」に該当するかについて検討することが望ましい。</p> <p>レジ合計票の保管について (報告書 27 ページ)</p> <p>8月の長野市への使用料納付資料を閲覧した結果、長野市へ使用料を納付する際に貼付するレジ合計票が連番でなく抜けているものが散見された。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>ご指摘のとおり、協定先と合意のもとで、双方の基本協定書と仕様書を合わせて製本した。</p> <p>基本協定書及び年度協定書への収入印紙の貼付については、総務省の見解にあるとおり、協定は契約ではなく、「指定」という行政処分の附款であると考えられることから、今後は収入印紙の貼付を不要とする。</p> <p>ご指摘のとおり、訂正前のレシートも添付して提出するように、業務の改善をした。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>これは、Access®により作成した（または、パソコンで作成した）「使用料日計表」とレジ合計票の金額に差異が生じた場合に、「使用料日計表」の金額を正しい金額として、改めてレジ入力し、訂正後のレジ合計票を長野市に提出していることにより生じたものである。</p> <p>「使用料日計表」は、プリンター印刷料金を記入した「プリンター使用申込書」やフルネットセンターの施設使用料を記載した「長野市フルネットセンター使用許可書」をもとに作成されていることから、「使用料日計表」の金額を正しい金額であるとして、改めてレジ入力し、訂正後のレジ精算を長野市に提出しているが、レジ合計票が連番管理されていることで長野市へ使用料が漏れなく納付されていることの証拠となるため、レジ入力を訂正した場合には、訂正前と訂正後のレジ合計票をあわせて提出するなど連番をそろえることが望ましい。</p> <p>3.2 地域情報通信施設（戸隠・鬼無里・信州新町・中条） （情報政策課） 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.3 豊野東部地区集会所 （豊野支所） （指摘事項） <u>文書管理について</u> （報告書 38 ページ）</p> <p>基本協定書（押印済正本）は、紐で結んで綴じてあるのみで製本、封印されていない。</p> <p>協定書は、指定管理に関して長野市と指定管理者の責任関係、権利義務を明確にする重要な証拠書類である。基本協定書は添付の仕様書と合わせ、差し替え、改ざんができないように製本、封印すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>平成 28 年度からの基本協定書においては、差し替え、改ざんができないよう製本するとともに、適正な文書管理に努めるよう周知徹底し、改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																			
<p>3.4 信州新町水防会館 (信州新町支所)</p> <p>(意見) <u>事業計画書について</u> (報告書 42 ページ)</p> <p>事業計画書については NPO 法人のもののみで、指定管理業務に関するものがない。指定管理業務に関する事業計画を提出することが望ましい。</p> <p>3.5 松代老人憩の家 (高齢者福祉課)</p> <p>(意見) <u>赤字の自主事業について</u> (報告書 47 ページ)</p> <p>受託事業及び自主事業の予算・実績収支尻の推移は以下のとおりである。 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="164 1102 762 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【予算】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>+6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>-</td> <td>-1,267</td> <td>-1,250</td> <td>+3</td> </tr> <tr> <td>【実績】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託事業</td> <td>+ 1,136</td> <td>+ 690</td> <td>+ 597</td> <td>+ 539</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>-</td> <td>-781</td> <td>-704</td> <td>-21</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	【予算】					受託事業	0	0	+6	0	自主事業	-	-1,267	-1,250	+3	【実績】					受託事業	+ 1,136	+ 690	+ 597	+ 539	自主事業	-	-781	-704	-21	<p>NPO 法人ふるさとに対し、指定管理業務に関する事業計画書の作成及び提出についての指導を行った。</p> <p>松代老人憩の家における自主事業については、利用者のサービス向上のため、指定管理者が自主的に行っているものである。指定管理者としては、特に利用者減少に歯止めをかけるためのサービスとして、赤字を承知の上での経営となっていると、認識している。</p> <p>しかし、意見のとおり自主事業運営についても、赤字にならないよう経営感覚はもつべきであり、H25 年度モニタリング評価にて同様の指摘があった以降、指定管理者に指導しているところであるが、H28 年度においても、改めて当該監査意見を伝え事業運営の改善を求めた。</p>
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																
【予算】																																				
受託事業	0	0	+6	0																																
自主事業	-	-1,267	-1,250	+3																																
【実績】																																				
受託事業	+ 1,136	+ 690	+ 597	+ 539																																
自主事業	-	-781	-704	-21																																
<p>平成 25 年度までは受託事業予算が収支均衡で自主事業予算がマイナスとなっていた。これは利用者減少に歯止めをかけるために、指定管理者が赤字を承知で自主的にサービスメニューを設定していたためということである。指定管理者である長野市開発公社は、市が設置した施設の受託運営を主たる業務とする一般社団法人であり、この施設以外にも多くの施設の運営を手掛けているため、この施設の受託運営に係る収支が赤字であるとしても、それが直ちに法人の事業継続の危惧に繋がるものではないが、個々の施設単位で赤字予算を組むべきではない。</p> <p>(次頁へ)</p>																																				

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>この点、平成 26 年度からは自主事業予算もほぼ収支均衡の予算が組まれているが、実績ベースでは自主事業の赤字を受託事業のプラスで補ってトータルではほぼ収支均衡を保っている傾向が続いている。競合する事業者の視点からは、指定管理料収入がある受託事業から生じた資金を自主事業の財源として使用しているようにも解釈でき、民業圧迫ともとられかねない。長期的に受託事業の黒字が継続する場合には当然指定管理料の見直しも必要であり、その環境の中でも事業継続可能な形で自主事業運営を図っていくことが望まれる。</p> <p>3.6 障害者福祉施設ハーモニー桃の郷 (障害福祉課)</p> <p>(意見)</p> <p>損益ベースでの収支計算報告について (報告書 52 ページ～53 ページ)</p> <p>指定管理の対象となる業務のうち、地域生活支援【はばたき】、重症心身障害者支援【ぴあぼーと】、相談支援【ほっとらいふ相談室】及び交流ホールに係る業務の指定管理料は毎年年度協定により定めることとされており(基本協定書第 15 条)、その額は毎年 10 月にその年度の決算見込に基づき市と指定管理者の協議により算出することとされている(基本協定書第 19 条)。</p> <p>指定管理者である長野市社会事業協会は社会福祉法人であり、社会福祉法人会計基準(平成 12 年基準)に基づき経理処理を行っており、上記指定管理料は同基準に基づく「資金収支計算書(内訳書)」ベースの収支を基礎として算出されている。資金収支計算書は支払資金の収入・支出の内容を明らかにする計算書であり、経理区分間の資金の過不足を精算するための資金移動等も「経理区分間繰入金収入・支出」として「経常活動による収支」の区分に計上されるため、経常活動の結果としての「資金収支差額」は事業活動の成果(損益)を表現するものではない。指定管理料は指定管理者が効率的な業務を行った場</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>	<p>ハーモニー桃の郷の収支については、「資金収支計算書」をベースに評価を行ってきたが、事業活動の成果を表現するものではないため、今後は「事業活動収支計算書」をベースにすることで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>合に生じる損失を補てんするために支払われるものであり、経理区分間の資金の過不足の精算のための資金移動等の要素をその算定に影響させるべきではなく、損益ベースの採算を基準に指定管理料は算定されるべきである。</p> <p>平成 12 年基準で定められている計算書類で事業活動の成果を表現するものとして「事業活動収支計算書(内訳書)」がある。この計算書では「減価償却費」や「引当金繰入額」などの発生主義に基づいた経費も計上され、また、上述の資金移動項目は「事業活動外収支の部」に計上されるため、「事業活動収支差額」が事業活動の成果(損益)を表現する。したがって、この「事業活動収支差額」をベースに指定管理料を算定すべきであった。また、指定管理料の算出基礎が資金収支計算書ベースであるため、モニタリングもこの計算書の予算と実績を対比する形で行われているが、他会計との資金移動等は、他事業の運営状況等の影響を受け予算と実績に大きな差異が生じることもあり、結果として収支尻(資金収支差額)の分析に意味を見出すのが困難な状況となっている。</p> <p>全国の社会福祉法人は平成 27 年度予算・決算からは、新社会福祉法人会計基準(平成 23 年度基準)の適用が義務付けられており、長野市社会事業協会においても平成 27 年度予算から同基準を適用している。新基準では、計算書類(財務諸表)の様式も変更され、「事業活動計算書(内訳書)」において今まで以上に事業活動の成果を適切に表現し経営実態を明らかにすることが可能となるため、指定管理料の算定及びモニタリングにおいてこの損益ベースの情報を積極的に活用していくべきである。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.7 保健保養訓練センター <small>(保健所健康課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	
<p>3.8 児童館・児童センター <small>(こども政策課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	
<p>3.9 吉田児童センター <small>(こども政策課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	
<p>3.10 豊野西部児童センター、豊野東部児童館 <small>(こども政策課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	
<p>3.11 もんぜんぷら座こども広場(じゃん・けん・ぽん) <small>(保育・幼稚園課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	
<p>3.12 篠ノ井こども広場(このゆびとまれ) <small>(保育・幼稚園課)</small> 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.13 保育園（芋井、青池、清野、西条） （保育・幼稚園課）</p> <p>（意見） 指定管理料の算定について （報告書 88 ページ～89 ページ）</p> <p>平成 26 年度は定員の減少による国の定める運営費単価の増加及び実際の園児数の増加によって指定管理料は前年度に比べて増額することになり、指定管理者においては 18,335 千円の利益が生じており、市の負担が増加している。</p> <p>市では指定管理料を国の定める運営費単価により算定することとしており、その運用は、「保育所運営費の経理等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号厚生省児童家庭局長通知）」等、国の示す基準によって行われている。上記の通知では、保育所運営費のうち、人件費は給与・賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費は物件費・旅費等保育所の運営に必要な一切の経費に支出されるもの、事業費は保育所入所児童の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、また、長期的な施設経営を確保するために、一定の要件を満たしている場合には積立も認められる等の基準が示されている。</p> <p>しかしながら、平成 26 年度の指定管理料は、前述したように運営費単価の増加及び園児数の増加という計算要素の変動により増額されたもので、「長期的な施設経営を確保するための積立」という政策的な目的のために剰余金を留保するよう増額されたものではない。指定管理料の算定においては、長期的な施設経営を確保する政策目的があればその目的を明確にし、国の定める運営費単価を参考としつつも適正な水準になるよう算定方法を検討することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の事業内容について、改めて精査し、適切な保育所運営が図られるよう、運営費（人件費・事業費・事務費）の適正な執行を指導する。また、国の定める保育所の運営基準を満たした上で、なお大幅な剰余金の発生が連続した場合には、指定管理料の算定方法の見直しを検討する。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.14 リサイクルプラザ (清掃センター) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.15 大岡特産センター (産業政策課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.16 信州新町地場産業振興市場 (産業政策課) (意見) <u>仕入れ業者との間で行われた不適切な取引について</u> (報告書 104 ページ) 平成 27 年4月から6月にかけて市内の取引業者である青果会社との取引で青果の過剰納入、代金のダンピング、キックバック等の不適切な取引が行われていたことが判明した。その後、両会社間で示談が成立している。当該不適切な取引が指定管理者の決算に与える影響額の全容については、示談が成立したこと等が原因となり、十分な説明が行われていない状態にある。 基本協定書第 29 条において「委任業務又は経理の状況に関して、定期的な報告を求め必要に応じて調査を行うものとする」と定めており、また、不適切な取引により指定管理者に生じた損失や費用を含めて利益配分を行った場合には、本来、長野市が配分を受けるべき利益が受けられない可能性がある。 当該青果会社から仕入れた商品を販売した取引を特定するとともに、当該売上に対する仕入や費用が過大となっていないかなどについて十分な調査を行ったうえで、適切に利益配分額を算定する必要がある。</p>	<p>包括外部監査からの意見を受け、指定管理者に対し当該青果会社から仕入れた商品の販売状況の報告を求めたところ平成 28 年 3 月 30 日に社長と事務局長が産業政策課を訪れ、状況説明を行った。内容を精査したところ適当と認められることから平成 27 年度の利益配分金の算定にあたり、当該青果会社からの商品仕入れ代は経費として認めることとした。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.17 中条地域特産物販売施設 (産業政策課) (意見) <u>労務管理のモニタリングについて</u> (報告書 109 ページ) 従業員の労働時間が増大し、労務管理面での問題が生じているため、指定管理者は ①常勤者を1名増員 ②厨房と売店のパートリーダーに役職を与え適切な管理を行い業務量の平準化を図るといった改善策を行っている。市としても当該改善策が適切に行われているかモニタリングを行うことが望まれる。</p> <p>3.18 鬼無里ふるさと体験施設（鬼無里ふるさと体験館、鬼無里農産物加工施設、鬼無里工芸館蕎麦工房、鬼無里農林産物直売施設）、鬼無里若者コミュニティセンター、鬼無里ふるさとの館 (産業政策課・観光振興課) (意見) <u>労務管理について</u> (報告書 114 ページ) 管理者 6 名の実際労働時間平均が 2,952 時間と所定時間 1,960 時間を大幅に超過している。管理者の負担を分散させるため、資格取得者の補充、勤務体制の見直しについての検討が望まれる。</p> <p>3.19 戸隠そば博物館（とんくるりん）、戸隠展望苑休憩施設及び鏡池園地総合案内施設（どんぐりハウス） (産業政策課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.20 オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ） (観光振興課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	<p>定期的なモニタリングを実施していく。</p> <p>意見については、5月に指定管理者に対し再度伝えた。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																														
<p>3.21 若里市民文化ホール、若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット） (観光振興課)</p> <p>(意見) <u>指定管理料の算定について</u> (報告書 130 ページ)</p> <p>指定申請時の提案書による事業計画では、収入から支出を引いた不足分について指定管理料を支払うことになっており、各年度の受託事業による収支は0となっている。しかしながら、年度の事業計画及び実績は以下のとおり、大幅な黒字となっており、計画利益をも上回っている(前指定期間を含めた直近5事業年度について記載している。)</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="164 887 919 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画受託事業損益</td> <td>5,170</td> <td>11,025</td> <td>15,699</td> <td>18,060</td> <td>20,776</td> </tr> <tr> <td>実績受託事業損益</td> <td>22,693</td> <td>34,193</td> <td>29,788</td> <td>29,215</td> <td>43,013</td> </tr> <tr> <td>実績－計画</td> <td>17,523</td> <td>23,168</td> <td>14,089</td> <td>11,155</td> <td>22,237</td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>146,500</td> <td>146,500</td> <td>136,235</td> <td>136,500</td> <td>141,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>収入から支出を引いた不足分について指定管理料を支払うという指定管理料の趣旨から、過年度実績を考慮した予算に基づく指定管理料の算定を検討し、市においても指定管理制度のメリットを拡大することが望まれる。</p> <p><u>利益配分条項について</u> (報告書 130 ページ)</p> <p>今回の指定管理者募集に当たっては、経営努力に対するインセンティブを配慮した上での利益配分条項を検討することも望まれる。</p> <p><u>指定管理料の均衡について</u> (報告書 131 ページ)</p> <p>指定管理者の株式会社エムウェーブは、当施設のほか、オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)の指定管理を行っており、当該2件の指定管理が同社としてのすべての事業である。エムウェーブの指定管理では、継続的に赤字を計上しており、本施設の指定管理の黒字で赤字を補っている。黒字の指定管理業務と赤字の指定管理業務で会社としての損益均衡を図るのではなく、個別の指定管理業務ごとに損益均衡を図ることが望ましい。</p>		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計画受託事業損益	5,170	11,025	15,699	18,060	20,776	実績受託事業損益	22,693	34,193	29,788	29,215	43,013	実績－計画	17,523	23,168	14,089	11,155	22,237	指定管理料	146,500	146,500	136,235	136,500	141,048	<p>次期指定管理者の選定を H28 年度に実施するため、次期指定管理期間から、過年度実績を考慮した指定管理料の算定を行うこととする。</p> <p>H28 年度実施の次期指定管理者の募集に当たり、募集要項に「利益の配分」について記載し、改善を図った。</p> <p>次期指定管理者の選定を H28 年度に実施するため、指定管理者の募集において、指定管理者申請希望団体に対し、指定管理料は個別の指定管理業務で損益均衡が図れるよう周知していく。</p>
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																										
計画受託事業損益	5,170	11,025	15,699	18,060	20,776																										
実績受託事業損益	22,693	34,193	29,788	29,215	43,013																										
実績－計画	17,523	23,168	14,089	11,155	22,237																										
指定管理料	146,500	146,500	136,235	136,500	141,048																										

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																												
<p>3.22 飯綱観光施設（飯綱高原運動広場 6、飯綱高原屋外市民ホール、小天狗の森フィールドアスレチック、飯綱高原キャンプ場、大座法師池ボート場、飯綱高原観光駐車場 5、飯綱高原スキー場） （観光振興課）</p> <p>（意見） 指定管理料の算定について （報告書 136 ページ～137 ページ） 前指定管理期間を含め、平成 26 年度までの計画及び実績の損益の状況は以下のとおりである。 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="164 810 963 1072"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画損益</td> <td>-569</td> <td>-569</td> <td>-592</td> <td>-727</td> <td>2,572</td> <td>8,721</td> </tr> <tr> <td>実績損益</td> <td>-109</td> <td>799</td> <td>10,274</td> <td>13,188</td> <td>8,721</td> <td>19,344</td> </tr> <tr> <td>（参考）指定管理料</td> <td>116,419</td> <td>116,419</td> <td>108,894</td> <td>116,419</td> <td>116,419</td> <td>119,746</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）H21 年度から H23 年度までは前指定管理期間</p> <p>指定管理料は収支の不足分を補うものとして算定することとなっているが、損益は平成 23 年度以降実績が計画を大きく上回る傾向が続いている。このような状況下にあっても実績を考慮した予算に基づく指定管理料の算定は実施せず、市は指定管理による負担軽減というメリットを享受しきれていない。担当課の説明によると利益計上は指定管理者の経営努力によるところが大きく、特に平成 26 年度においては自動改札システムを導入したことにより、検札係員が減員となり、冬季増員分の勤務日数を減らすことができたためとのことである。また、屋外観光施設の収益は天候に大きく影響されるため、単年度の実績で判断するべきではなく協定期間程度のスパンで判断するべきとのことである。</p> <p>しかしながら、大幅な利益計上が常態化していることに鑑み、指定管理者の経営努力に対するインセンティブ及び収益が天候に大きく影響されるというリスクに一定の配慮をしつつ、過年度実績を考慮した予算に基づく指定管理料の算定を検討し、市においても指定管理制度のメリットを拡大することが望まれる。</p> <p>利益配分条項について （報告書 137 ページ）</p> <p>本指定管理業務から生ずる利益についてはすべて指定管理者の利益としているが、市として更に指定管理のメリットを受けるためにも、今回の指定管理者募集に当たっては、前記のインセンティブ及びリスクを配慮した上での利益配分条項を検討することも望まれる。</p>		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	年度計画損益	-569	-569	-592	-727	2,572	8,721	実績損益	-109	799	10,274	13,188	8,721	19,344	（参考）指定管理料	116,419	116,419	108,894	116,419	116,419	119,746	<p>次期指定管理者の選定を H28 年度に実施するため、次期指定管理期間から、過年度実績を考慮した指定管理料の算定を行うこととする。</p> <p>H28 年度実施の次期指定管理者の募集に当たり、募集要項に「利益の配分」について記載し、改善を図った。</p>
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																							
年度計画損益	-569	-569	-592	-727	2,572	8,721																							
実績損益	-109	799	10,274	13,188	8,721	19,344																							
（参考）指定管理料	116,419	116,419	108,894	116,419	116,419	119,746																							

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.23 国民宿舎松代荘 (観光振興課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.24 温湯温泉利用施設（湯～ぱれあ） (観光振興課) (意見) <u>入浴料の見直しによる入場者数の適正化について</u> (報告書 147 ページ～148 ページ) 当該 PFI 事業では、PFI 事業者にて平成 26 年度のサービス購入料 155,370 千円(運営維持管理分 93,744 千円、建設・設計分 61,626 千円)及び有料施設利用者数の増加分の対価 21,071 千円及びモニタリング業務委託料 1,748 千円を支出している。平成 26 年度の入浴料(使用料)収入 43,077 千円であり、支出超過(-)135,112 千円となっている。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ぱれあ)において、建設当初の入場者数 50,000 人/年を想定して施設規模を決定し、運営委託契約等を締結しているが、入場者数は 152,258 人(平成 26 年度)であり、305%と高い状況である。そして、入場者数の約 85%を高齢者(128,598 人(平成 26 年度))が占めている。現在の入浴料(使用料)は、大人(中学生以上 60 歳未満)510 円、高齢者(60 歳以上) 250 円と低廉であるためと考えられる。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ぱれあ)設置目的は、温泉施設であり、高齢者の福祉の増進及び地域福祉活動の促進を図るための施設である(長野市温湯温泉利用施設の設置及び管理に関する条例第 2 条)。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ぱれあ)の現在の入浴料(使用料)については、開設後消費税増税による値上げを除いて変更されていない。一方、市では平成 20 年 7 月に行政サービスの利用者の負担に関する基準(長野市行政改革推進局)を設定している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>	<p>入浴料の見直しについては、H28 年度中に「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改善策を検討する。</p> <p>また、PFI 事業の終期を見据えた今後の事業計画を策定する。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ばれあ)について、市政サービスの利用者の負担に関する基準を適用すると、同施設は設置目的を踏まえて、温泉施設及び高齢者福祉施設（老人憩の家）に二分して算定することになる。</p> <p>算定の結果、温泉施設については入浴料(使用料)(大人)=3,107 円、高齢者福祉施設については入浴料(使用料)(高齢者)=1,714 円となった。現在の入浴料(使用料)は、大人(中学生以上 60 歳未満)510 円、高齢者(60 歳以上)250 円であり、同基準による算定額と比べて極めて低い。入浴料(使用料)の増額改定が必要である。入浴料(使用料)の設定に当たり、入場者数が当初想定した規模まで減少することによって、PFI による事業の支出超過が減額又は解消されることに努める必要がある。</p> <p>また、PFI 事業の事業開始から9年経過したことから、当初の財政支出の削減効果を再評価して、PFI 方式の導入による財政支出の削減効果があること、及び同削減額を修繕、更新、維持管理へ充当することを含めて、中期実施計画を策定することが求められる。</p> <p>(算定方法)</p> <p>i)温泉施設(大人料金)</p> <p>入浴料(使用料)(大人)=3,107 円</p> <p>利用者の負担額(温泉施設)=施設維持・運営費×50%(負担割合 100%)＋施設建設費×50%(負担割合 100%)、利用者の負担額(77,685 千円)=施設維持・運営費(93,744 千円×50%)＋施設建設費(61,626 千円×50%)</p> <p>施設維持・運営費及び施設建設費はそれぞれ 50%とする。</p> <p>入場者数 25,000 人(50,000 人/年(建設当初の想定)のうち高齢者の利用割合 50%(予測)を除いて 25,000 人とする)。</p> <p>入浴料(使用料)(大人)=77,685 千円/25,000 人=3,107 円</p> <p style="text-align: center;">(次頁へ)</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>ii)高齢者福祉施設(高齢者料金) 入浴料(使用料)(高齢者)=1,714円 利用者の負担額(高齢者料金)=施設維持・運営費×50%(負担割合75%)+施設建設費×50%(負担割合25%)、 利用者の負担額(42,857千円)=施設維持・運営費(93,744千円×50%×75%)+施設建設費(61,626千円×50%×25%) 施設維持・運営費及び施設建設費はそれぞれ50%とする。 入場者数25,000人(50,000人/年(建設当初の想定)のうち高齢者の利用割合50%(予測)を除いて25,000人とする)。 入浴料(使用料)(高齢者)=42,857千円/25,000人=1,714円</p> <p>適切な設備運用の実現について (報告書148ページ)</p> <p>平成27年3月にボイラー周り配管からの漏水事故が発生して健康維持増進ゾーンを1日休館した。漏水発生時には指定管理者が応急処置を実施している。当該事故は大幅な入場者数の増加による設備の過剰運用によるものである。適切な入場者数によって余裕のある設備稼働とするために、入浴料(使用料)の増額改定が必要である。</p> <p>なお、指定管理者は大幅な利用者数の増加による光熱水費の増、修繕費の増等がある中で、指定管理者としての収支の健全性を保っていることから、市による施設の有効利用についてのモニタリング評価では良いと評価されている。</p>	<p>施設設備については、大幅な入場者数の増加に伴う劣化・消耗が見受けられるため、PFI事業者と連携を図りながら随時対応している。</p> <p>入浴料の見直しについては、H28年度中に「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改善策を検討する。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況								
<p>3.25 豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯 (観光振興課)</p> <p>(意見) <u>施設の民間譲渡について</u> (報告書 153 ページ～154 ページ)</p> <p>豊野温泉りんごの湯は、目標入場者数（年間）220,000 人に対し、入館（入浴）利用者数は年々増加しており、平成 26 年度に 208,292 人となった。また、当期純利益 3,337 千円、市への利益配分 1,001 千円となっている。</p> <table border="1" data-bbox="169 898 759 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館（入浴）利用者（人）</td> <td>196,896</td> <td>202,395</td> <td>208,292</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年 7 月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示され、観光・レジャー施設に関して、次のように示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>観光・レジャー施設は、集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられることから、施設ごとの設置目的や利用状況などを踏まえ、行政としてのサービス継続の必要性を検討し、採算性のある施設は民間への譲渡を進めるとともに、利用者数や稼働率の低い施設は、利用者視点に立った当該施設ならではの魅力や特色ある施設運営を行うなど、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や廃止に向けた検討を行っていきます。</p> </div> <p>豊野温泉りんごの湯は、以下の理由から、「長野市公共施設マネジメント指針」の施設分類別の方向性に記されている検討の方向性を適用して、採算性のある施設として民間への譲渡を進めることが望まれる。</p> <p>i) 豊野温泉りんごの湯は「集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられる」に該当している。</p> <p>(次頁へ)</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	入館（入浴）利用者（人）	196,896	202,395	208,292	<p>施設の民間譲渡については、「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度						
入館（入浴）利用者（人）	196,896	202,395	208,292						

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>ii) 豊野温泉りんごの湯の設置目的は、「住民の健康増進とコミュニティ活動の促進を図るとともに、農村における新たな拠点施設として地域産業の育成とその振興を醸成し、もって住民福祉の向上と地域の活性化に寄与することを目的として、りんごの湯を設置する。」（長野市豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯の設置及び管理に関する条例）としており、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められるような特段の内容はない。そして、施設の利用状況も良好である。</p> <p>温泉の水量及び水質管理体制について （報告書 154 ページ）</p> <p>豊野温泉りんごの湯は、平成 23 年 3 月から平成 25 年 6 月まで温泉引湯管の閉塞により露天風呂を休止し、また、平成 25 年 11 月にはレジオネラ属菌の検出による特別洗浄のため約 3 週間休業している。泉質の特徴から、温泉の水量及び水質管理には細心の注意を図る必要があると思われる。現状における温泉の水量及び水質管理として、源泉の水量は週 2 回測定しており、水質管理は外部委託により隔月に行い、報告も届いていることから、職員の配置に問題は無いとの回答を受けた。一般的な温泉施設よりも加重的な温泉の水量及び水質管理体制によることが望まれる。</p>	<p>今後も、泉質の特徴に配慮した水量及び水質管理を継続して実施する。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>3.26 大岡観光施設（聖山パノラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場） (観光振興課)</p> <p>(意見) 施設の必要性と指定管理者制度の継続の可否について (報告書 160 ページ～161 ページ)</p> <p>大岡観光施設（聖山パノラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場）は、スキー場の閉鎖（平成 21 年度）もあり、宿泊利用者は平成 26 年度に 3,700 人余り、日帰り入浴者は平成 26 年度に 3,000 人弱、宴会レストラン利用者は 3,000 人余りと利用者数は極めて少ない。長野市立小学校の高原学校等の誘致や自社ホームページのリニューアル等の広告宣伝に努めているものの利用者数は減少している。また、テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場は冬期に閉鎖されている。平成 26 年度より、冬期の日帰り入浴は金、土、日曜日及び休日の営業として、経費の削減に努めているものの、収支はあまり改善されていない。</p> <table border="1" data-bbox="169 1294 746 1592"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊利用者 (人)</td> <td>3,744</td> <td>3,768</td> <td>3,764</td> </tr> <tr> <td>日帰り入浴者 (人)</td> <td>3,254</td> <td>3,145</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>宴会レストラン利用者 (人)</td> <td>4,086</td> <td>3,761</td> <td>3,235</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年 8 月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示され、「基本方針3 効果的・効率的な管理運営と資産活用」の取組の柱の中で次のように示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 施設利用の促進 利用者数や稼働率の低い施設は、より多くの市民が利用したくなるような利用者の視点に立った施設運営を行うなど改善を徹底し、それでもなお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や統合・整理に向けた検討を行うこととします。</p> </div> <p>(次頁へ)</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	宿泊利用者 (人)	3,744	3,768	3,764	日帰り入浴者 (人)	3,254	3,145	2,880	宴会レストラン利用者 (人)	4,086	3,761	3,235	<p>大岡地区では、既に当該施設を核とした観光・地域振興のための事業構想が策定され、大岡地区住民自治協議会を中心に、事業構想の実現に向けた取組が推進されている。</p> <p>施設の必要性と指定管理者制度の継続の可否については、「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度														
宿泊利用者 (人)	3,744	3,768	3,764														
日帰り入浴者 (人)	3,254	3,145	2,880														
宴会レストラン利用者 (人)	4,086	3,761	3,235														

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>そして、観光・レジャー施設に関して、検討の方向性として次のように示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>観光・レジャー施設は、集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられることから、施設ごとの設置目的や利用状況などを踏まえ、行政としてのサービス継続の必要性を検討し、採算性のある施設は民間への譲渡を進めるとともに、利用者数や稼働率の低い施設は、利用者視点に立った当該施設ならではの魅力や特色ある施設運営を行うなど、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や廃止に向けた検討を行っていきます。</p> </div> <p>大岡観光施設は、設置目的を「市民に健全な野外活動と保健休養の場を提供するため、観光施設を設置する。」としている(長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例)。しかし、市民に健全な野外活動と保健休養の場を提供するには、利用者は極めて低調であることから、設置目的を十分に果たしておらず、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められない。そして、大岡観光施設は、基本的に独立採算により運営するものであるが、指定管理料 14,000 千円（平成 26 年度）を受けており、この支援は収入の約 30%を占める。</p> <p>「長野市公共施設マネジメント指針」に従い、大岡観光施設については、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数が低い場合は、次期の指定期間より指定管理制度を廃止し、用途転用や廃止に向けた検討を行うことになると思う。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>3.27 大岡アルプス展望公園施設（アルプス展望公園、キャンパスハウス） （観光振興課）</p> <p>（意見） <u>施設の必要性と指定管理者制度の継続の可否について</u> （報告書 166 ページ～168 ページ）</p> <p>大岡アルプス展望公園施設の公園等利用者数は平成 26 年度 7,206 人（1 日平均 20 人）、平成 25 年度 8,387 人、平成 24 年度 9,883 人と極めて少ない状況である。</p> <p>一方、自主事業の地場の材料を使った飲食店・製パン業（カフェテラス モモ）の収入額が増加している。特に、平成 26 年度に善光寺門前等のサテライト店のオープンによって、自主事業収入が大幅に増加している。</p> <table border="1" data-bbox="164 1043 767 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園等利用者数（人）</td> <td>9,883</td> <td>8,387</td> <td>7,206</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入（千円）</td> <td>6,382</td> <td>9,013</td> <td>20,721</td> </tr> <tr> <td>うち、キャンパスハウス 1 階収入（飲食店・製パン業）（千円）</td> <td>6,363</td> <td>5,581</td> <td>6,642</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、平成 27 年 7 月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示された。同指針では、基本方針を次のように示されている。</p> <div data-bbox="164 1559 767 1888" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[基本方針3] 効果的・効率的な管理運営と資産活用</p> <p>1 施設利用の促進</p> <p>利用者数や稼働率の低い施設は、より多くの市民が利用したくなるような利用者の視点に立った施設運営を行うなど改善を徹底し、それでもなお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や統合・整理に向けた検討を行うこととします。</p> </div> <p style="text-align: right;">（次頁へ）</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	公園等利用者数（人）	9,883	8,387	7,206	自主事業収入（千円）	6,382	9,013	20,721	うち、キャンパスハウス 1 階収入（飲食店・製パン業）（千円）	6,363	5,581	6,642	<p>「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度														
公園等利用者数（人）	9,883	8,387	7,206														
自主事業収入（千円）	6,382	9,013	20,721														
うち、キャンパスハウス 1 階収入（飲食店・製パン業）（千円）	6,363	5,581	6,642														

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>そして、観光・レジャー施設に関して、検討の方向性について次のように示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>観光・レジャー施設は、集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられることから、施設ごとの設置目的や利用状況などを踏まえ、行政としてのサービス継続の必要性を検討し、採算性のある施設は民間への譲渡を進めるとともに、利用者数や稼働率の低い施設は、利用者視点に立った当該施設ならではの魅力や特色ある施設運営を行うなど、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や廃止に向けた検討を行っていきます。</p> </div> <p>大岡アルプス展望公園施設は、設置目的を「アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場を市民及び観光客に提供し、もってその保養と地域の活性化に資するため、展望公園施設を設置する。」としている（長野市大岡アルプス展望公園施設の設置及び管理に関する条例）。しかし、アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場として提供するには、利用者は極めて低調であることから設置目的を十分に果たしておらず、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められない。なお、経費削減のため、キャンパスハウスの休館日を12月28日から翌年の3月31日までの日としており、アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場として提供という設置目的がさらに果たせなくなっている。</p> <p>「長野市公共施設マネジメント指針」に従い、大岡アルプス展望公園施設については、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数が低い場合は、次期の指定期間より指定管理制度を廃止し、用途転用や廃止に向けた検討を行うことになると考える。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>3.28 大岡アルプス展望ふれあいセンター (観光振興課)</p> <p>(意見) 施設の必要性と指定管理者制度の継続の可否について (報告書 173 ページ～174 ページ)</p> <p>大岡アルプス展望ふれあいセンターについては、宿泊利用者数は平成 26 年度 121 人、平成 25 年度 116 人、平成 24 年度 145 人と極めて少なく、自主事業のレストラン(TOMATE)の利用者数、収入額も減少している。</p> <table border="1" data-bbox="164 810 764 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊利用者数 (人)</td> <td>145</td> <td>116</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>レストラン利用者 数(人)</td> <td>960</td> <td>747</td> <td>615</td> </tr> <tr> <td>レストラン収入額 (千円)</td> <td></td> <td>1,116</td> <td>412</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、平成 27 年 7 月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示された。同指針では、基本方針を次のように示されている。</p> <p>[基本方針3] 効果的・効率的な管理運営と資産活用</p> <p>1 施設利用の促進</p> <p>利用者数や稼働率の低い施設は、より多くの市民が利用したくなるような利用者の視点に立った施設運営を行うなど改善を徹底し、それでもなお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や統合・整理に向けた検討を行うこととします。</p> <p>そして、観光・レジャー施設に関して、検討の方向性について次のように示されている。</p> <p>(次頁へ)</p>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	宿泊利用者数 (人)	145	116	121	レストラン利用者 数(人)	960	747	615	レストラン収入額 (千円)		1,116	412	<p>当該施設については、平成 27 年度末で指定管理制度を廃止した。</p> <p>また、平成 28 年度から当該施設を普通財産に用途変更し、賃貸借契約により運用を行っている。</p>
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度														
宿泊利用者数 (人)	145	116	121														
レストラン利用者 数(人)	960	747	615														
レストラン収入額 (千円)		1,116	412														

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>観光・レジャー施設は、集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられることから、施設ごとの設置目的や利用状況などを踏まえ、行政としてのサービス継続の必要性を検討し、採算性のある施設は民間への譲渡を進めるとともに、利用者数や稼働率の低い施設は、利用者視点に立った当該施設ならではの魅力や特色ある施設運営を行うなど、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や廃止に向けた検討を行っていきます。</p> </div> <p>大岡アルプス展望ふれあいセンターは、設置目的を「都市住民との交流を通じて農村における生活、就業等に関する環境を改善するため、展望ふれあいセンターを設置する。」(長野市大岡アルプス展望ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例)としており、農村体験学習の宿泊先やレストラン営業を通して大岡地区への誘客に取り組んできたが、利用者は極めて低調であることから設置目的を十分に果たしていない。また、一般者に向けての宿泊施設としては設備構造的に課題があり、施設(木造)も 22 年経過して修繕や改修についても検討が必要としている。そこで、大岡アルプス展望ふれあいセンターは、平成 28 年度から指定管理制度を廃止し、普通財産に用途変更して、賃貸借契約により運用する予定となった。</p> <p>このような決定は前述した「長野市公共施設マネジメント指針」に沿った決定であると言える。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3. 29 不動温泉保養センターさざり荘、信州新町ふれあい公園、信州新町青少年旅行村 (観光振興課)</p> <p>(指摘事項) <u>文書管理について</u> (報告書 180 ページ)</p> <p>基本協定書(押印済正本)は、ホチキス止めされているのみで製本、封印されていない。また、協定日付が未記入の状態である(「平成 年月 日」となっている)。また、押印された紙面のみ紙質が異なり、差し替えの疑念を持たれかねない。</p> <p>協定書は、指定管理に関して長野市と指定管理者の責任関係、権利義務を明確にする重要な証拠書類である。基本協定書は添付の仕様書と合わせ、差し替え、改ざんができないように製本し、当事者の合意が成立した日付を記入すべきである。</p> <p><u>回数券の未使用残高の管理について</u> (報告書 180 ページ)</p> <p>回数券の取扱いについて仕様書では次のように規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 回数券の取扱いについて 指定管理者が本事業の指定期間中に発行する回数券及び回数券の販売代金(以下「前受金」という。)の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数券には有効期限を設けること ・指定期間終了後は、<u>市の立会いのもと</u>、次の指定管理者との間で「前受金」の清算を行うとともに、回数券を購入した施設利用者へのサービス提供義務を引き継ぐものとする。 </div> <p>回数券は冊子となっていて、表紙に有効期限が記載されている。切り離し無効であり、本券には有効期限の記載はないが、有効期限経過後は使用できないものとなっている。指定期間終了時における「前受金」(未使用残高)の把握については、所長の説明によると指定期間満了により指定管理者の交代が予定されている場合は、指定期間満了時までの有効期限を記載した回数券を購入者に説明の上同意を得て販売することで「前受金」が発生しないよう対応するとのことである。 (次頁へ)</p>	<p>基本協定書は、差し替え、改ざんができないよう、製本、封印を行い、協定日については、当事者の合意が成立した日付を記入した。</p> <p>指定期間終了後の回数券の未使用分の取り扱いについては、新旧指定管理者との協議の上、有効期間内の未使用分の利用のみ旧指定管理者へ請求する等の方法もあるため、仕様書への記載方法については、変更を検討する。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>しかしながら、指定管理終了は、指定期間満了によるもののほか、指定の取り消し、指定管理者の破綻等の通常でない事象も想定する必要があり、このような事象に対しては有効期限の変更では対応できない。通常でない事象にも対応できるよう検討すべきである。</p> <p>(意見) 青少年旅行村の廃止について (報告書 180 ページ～181 ページ)</p> <p>青少年旅行村は青少年の健全な旅行の推進をはかり、あわせて過疎地域の振興に資する観光レクリエーション施設でキャンプ場、広場、遊歩道、中央管理棟などが整備されている。旧運輸省の補助制度により、全国 80 か所で各市町村によって整備されている。</p> <p>当施設は制度が始まって日本で第1号として昭和 50 年に開設されたものである。一時は隆盛を見たが、近年では各所にキャンプ場等同様の施設が開設され、また当施設の老朽化が進んでいることから、利用者は減少する一方である。また、熊、蜂、マムシ等の出没情報が相次ぎ、「クマ出没注意」の注意看板が掲示されたことから旅行代理店や利用者から敬遠されるようになった。</p> <p>平成 25 年度に当施設の運用は休止となり、老朽化により浄化槽を廃止、管理棟は使用ができず、また、漏電が認められたため通電を停止しており、再開は見込めない状態である。</p> <p>このような状況下、指定管理者は消防法による消防署点検への立会い、見回り、取り付け道路の草刈り等最低限の維持管理を行っており、コストがかかっている。</p> <p>再開が見込めない状況での維持管理は市及び指定管理者にとって負担となるため、できるだけ早い段階での設備の廃止が望まれる。</p> <p>小口支払資金 (報告書 181 ページ)</p> <p>事務用品、雑貨等の購入資金は、売上金より支出している。このような小口の購入は小口現金を用意し、そこから支出するものとし、売上金の資金とは別管理とすることが望ましい。</p>	<p>「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p> <p>小口支払資金と売上金の資金とが別管理となるよう、小口現金の用意することで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.30 戸隠観光施設（戸隠スキー場、戸隠キャンプ場、戸隠高原交流施設（ゲストハウス岩戸）、戸隠牧場） （観光振興課・農業政策課） 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.31 中条地域振興施設やきもち家、中条音楽堂 （観光振興課・文化芸術課） （意見） <u>労務管理について</u> （報告書 191 ページ） 管理者1名の年間労働時間が所定時間 2,076 時間に対して、実際時間が 3,362 時間となっている。当該管理者は労働基準法上の管理監督者であり、法令上の違反とはならない。しかしながら、1 か月平均 100 時間を超える時間外労働は厚生労働省の基準では過重労働と認められる。当該管理者の健康管理のためにも過重労働とならないよう市の指導と指定管理者の業務フローの改善等による労働時間の削減が望まれる。</p> <p>3.32 長野運動公園総合運動場、西和田テニスコート （スポーツ課） 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.33 南長野運動公園総合運動場 （スポーツ課） 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.34 真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）、真島テニスコート （スポーツ課） 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日から新しい指定管理者になったことを契機に、指定管理準備期間において、新指定管理者に対し、適正な労務時間となるような指導を実施した。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.35 若穂多目的広場 (スポーツ課)</p> <p>(指摘事項) 会計報告について (報告書 211 ページ)</p> <p>事業報告のひとつとして指定管理者からの収支報告がない。受託事業の仕様書に記載されている「施設及び設備の維持管理に関する業務」の「草刈及び整地」業務には経費が発生する。基本協定書では以下の規定があり、受託事業の会計報告が必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(施設運営の経理)</p> <p>第 16 条 指定管理者は、本施設の経理を明確に管理し、適正な経理を行わなければならない。</p> <p>(事業報告)</p> <p>第 20 条 指定管理者は、次に示す各項目を記載した事業報告書を作成し、毎事業年度終了後 30 日以内に長野市に提出しなければならない。</p> <p>(1)(2)・・・略・・・</p> <p>(3)業務の収支の状況</p> </div> <p>指定管理者法人の事業と指定管理事業である自主事業の区分について (報告書 211 ページ)</p> <p>公益社団法人長野県航空協会の以下の事業がモニタリング評価調書では自主事業として記載されている他、事業報告書(法人の事業報告書)にも記載されている。同施設は無料施設であり、料金を収受して行う事業は指定管理者としての自主事業ではなく、公益社団法人長野県航空協会自体の事業である。法人の事業と収支報告が求められる指定管理者の自主事業を明確に区分すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グライダースポーツに関する訓練 ・グライダースポーツに関する協議会及び研究会の開催 ・グライダースポーツの指導者を養成 ・会誌の発行、資料の配布(電磁式発行配布) ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	<p>草刈及び整地については、指定管理料が0円であったため、認識不足により報告を求めてこなかったが、指定事業であることから、平成 27 年度の報告から改めることで改善を図った。</p> <p>法人の事業と指定管理者の自主事業の区分が明確でなかったことについては、無料施設であることから、自主事業とグライダー協会の事業の区分が曖昧になってしまったことが原因であったため、グライダー協会と協議を行い、自主事業とグライダー協会の事業を明確に区分し、平成 27 年度の報告から改めることで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.36 千曲川リバーフロントスポーツガーデン (スポーツ課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.37 市営駐車場（長野駅前立体、緑町、長野駅東口地下、長野駅善光寺口、長野駅東口） (監理課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.38 地区公園（青垣公園、若穂中央公園）、総合公園（3 施設）、都市緑地（市場緑地）、南長野運動公園、風致公園（地附山公園） (公園緑地課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																									
<p>3. 39 茶臼山動物園、城山分園、茶臼山自然植物園、茶臼山マレットゴルフ場 (公園緑地課・スポーツ課)</p> <p>(意見) 指定管理料の算定について (報告書 231 ページ～232 ページ) 本指定期間における平成 26 年度までの計画及び実績の損益の状況は以下のとおりである。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="162 772 788 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画 利益</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>164</td> <td>762</td> </tr> <tr> <td>実績利益 (交付金 控除後)</td> <td>18,917</td> <td>14,787</td> <td>12,592</td> <td>8,826</td> </tr> <tr> <td>納付金 (実績)</td> <td>8,122</td> <td>6,382</td> <td>5,266</td> <td>3,077</td> </tr> <tr> <td>(参考) 指定管理料</td> <td>371,655</td> <td>367,345</td> <td>351,156</td> <td>377,976</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理料は収入見込から支出見込を差し引いた不足分となるようにしており、限られた指定管理料の中で運営してもらうこととしている。指定管理料算定に用いる予算はその前年度の予算をベースに積算しており、前年の実績(又は着地見込)をベースにしていなかったため、予算と比べて大幅な利益が計上されても補正されることはなく、每期利益が計上されることとなっている。市は実績利益の100分の30を納付金として受領することとなっているが、収支の不足分について市が負担するという指定管理料算定の方針からすると、市は指定管理のメリットを十分に享受しきれていないこととなる。指定管理料算定に当たっては、経営努力に対するインセンティブを考慮しながらも過年度の実績(又は前年度の着地見込)を考慮し、現実的な予算を策定することが望まれる。</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	年度計画 利益	0	0	164	762	実績利益 (交付金 控除後)	18,917	14,787	12,592	8,826	納付金 (実績)	8,122	6,382	5,266	3,077	(参考) 指定管理料	371,655	367,345	351,156	377,976	<p>基本協定第 17 条に基づき指定管理者から提出された決算見込みを基に 4 月 1 日適切な指定管理料となるよう精査し改善を図った。</p>
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																						
年度計画 利益	0	0	164	762																						
実績利益 (交付金 控除後)	18,917	14,787	12,592	8,826																						
納付金 (実績)	8,122	6,382	5,266	3,077																						
(参考) 指定管理料	371,655	367,345	351,156	377,976																						

措置の通知書

平成 27 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.40 長沼公民館 (生涯学習課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p> <p>3.41 中条社会就労センター (福祉政策課) 本協定について指摘事項及び意見はない。</p>	